

昭和二十六年土地調整委員会規則第二号

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則

土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二条)第十五条、第三十九条第二項及び第四十八条の規定に基き、土地調整委員会設置法施行規則を次のように定める。

(裁定委員長)

第一条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の裁定委員会(以下「裁定委員会」という。)に裁定委員長を置き、裁定委員の互選によつてこれを定める。ただし、公害等調整委員会(以下「委員会」という。)の委員長が裁定委員であるときは、委員長を裁定委員長とする。

第二条 裁定の申立ての方式等

第一条の二 除斥又は忌避の申立てでは、委員会に対し、その原因を記載した書面を提出してしなければならない。法第四条第二項ただし書の事実についても、同様とする。

(裁定委員の交代)

第一条の三 裁定委員が代わった場合には、当事者は、従前の審理の結果を陳述しなければならない。(公示)

第一条の四 法又はこの規則の規定により委員会又は裁定委員会のする公示は、官報に掲載して行う。ただし、急施を要する場合は、インターネットの利用その他適切な方法による。

(公聴会)

第二条 公害等調整委員会設置法第十四条又は法第二十三条第一項(法第二十四条第二項の規定により準用する場合を含む。)の公聴会を開こうとするときは、事案の要旨、期日及び場所その他必要と認める事項を公示する。

第三条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その氏名、職業、住所又は居所及びその述べようとする意見の要旨を記載した文書をあらかじめ委員会に提出しなければならない。

第四条 公聴会は、委員長又は委員会の指定する委員若しくは委員会の職員が議長としてこれを主宰する。

第五条 公聴会で発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

第二条 議長は、公聴会の議事を整理し、又は秩序を維持するため必要があると認めるときは、発言の制限その他必要な措置をすることができる。

第三条 議長は、必要があると認めるときは、公聴会を続行することができる。この場合には、議長は、次回の期日及び場所を定めて出席者に通知しなければならない。

(指定の請求)

第六条 法第二十二条第一項の規定により一定の地域を鉱区禁止地域として指定することを請求しようとするときは、左に掲げる事項を記載して、委員会に提出しなければならない。

第二条 記録には、記録を記載した委員会の職員及び公聴会の議長が記名押印しなければならない。

(指定の請求)

第六条 法第二十二条第一項の規定により一定の地域を鉱区禁止地域として指定することを請求しようとするときは、左に掲げる事項を記載して、委員会に提出しなければならない。

第二条 記録には、記録を記載した委員会の職員及び公聴会の議長が記名押印しなければならない。

(指定等の公示)

第九条 法第二十三条第四項の規定による公示には、左に掲げる事項を掲載する。

第一項 指定をしたとき(指定請求の一部について指定をしたときを含む。)

第一項 指定をしたとき(指定請求の一部について指定をしたときを含む。)

第一項 指定をしたとき(指定請求の一部について指定をしたときを含む。)

第一項 指定をしたとき(指定請求の一部について指定をしたときを含む。)

第一項 指定をしたとき(指定請求の一部について指定をしたときを含む。)

鉱業出願人、鉱業申請人その他の利害関係人が当該事件について審問を受けようとするときは、前条の公示がされた後遅滞なくその氏名、職業、住所又は居所並びにその述べようとする意見の要旨及びその理由を記載した文書を委員会に提出しなければならない。

第八条の二 委員会は、相当と認めるときは、委員又は委員会の職員に法第二十三条第一項に規定する審問をさせることができる。

第八条の三 法第二十三条第一項の規定により審問を行なつたときは、その要旨を記載した記録を作成するものとする。

第二条 第五条の二第二項の規定は、前項に規定する記録について準用する。この場合において、同項中「公聴会の議長」とあるのは、「審問を行つた者」と読み替えるものとする。

(指定等の公示)

第九条 法第二十三条第四項の規定による公示には、左に掲げる事項を掲載する。

第一項 指定をしたとき(指定請求の一部について指定をしたときを含む。)

の三までの規定は審問に、前条の規定は指定の解除又は指定の解除の拒否の公示に準用する。

第二条 前二項の場合において鉱区禁止地域の指定の解除の請求又は解除に係る地域が当該鉱区禁止地域として指定した地域の全部であるときは、地図の添附又は公示を要しない。

(ファクシミリを利用した書面の提出)

第十条の二 法第一条第二号の裁定に関し、委員会又は裁定委員会に提出すべき書面は、左に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

第一項 その提出により裁定手続の開始、続行、停止又は完結をさせる書面

第二項 法第二十七条第二項の規定により執行停止を申し立てる書面

第三項 法第三十六条第一項又は法第三十七条の規定により審理手続への参加を申し立てる書面

第四項 ファクシミリを利用して書面が提出されたときは、委員会が受信した時に、当該書面が委員会又は裁定委員会に提出されたものとみなす。

第五項 委員会又は裁定委員会は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

(裁定の申請)

第十一条 法第二十五条第一項に規定する裁定の申請をしようとする者は、裁定申請書の提出と同時に、処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を委員会に提出しなければならない。

第十二条の二及び第十二条の三 削除

第十二条の四 裁定申請書には、法第二十五条の二第二項各号に掲げる事項のほか、左に掲げる事項を記載しなければならない。

第一項 申請人が処分があつたことを知つた年月日

第二項 申請人又は代理人の郵便番号及び電話番号(ファクシミリの番号を含む。以下同じ。)

第三項 法第二十五条の二第二項第四号の申請の理由には、申請を理由づける事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない。やむを得ない事由によりこれらを記載することができない場合には、裁定

(事件関係人等の出頭の通知)	第十五条の三 裁定委員会が法第三十三条第一項 第一号又は第二号の規定により事件関係人、参考人又は鑑定人の出頭を求めるには、左に掲げる事項を記載した出頭通知書によるものとする。ただし、時宜によつては、口頭によることを妨げない。
二 事件名	二 事件関係人の氏名又は名称及び住所又は居所
三 出頭すべき日時及び場所	三 出頭すべき日時及び場所
四 審問又は鑑定の事項	四 審問又は鑑定の事項
五 出頭しない場合について法律上の制裁があるときは、その旨	五 出頭しない場合について法律上の制裁があるときは、その旨

(隔壁審問)	第十五条の四 法第三十三条第一項の処分により出頭した事件関係人、参考人又は鑑定人は、各自に審問しなければならない。
2 裁定委員長又は法第三十三条第二項の規定により同条第一項の処分を行なう裁定委員若しくは委員会の職員は、参考人又は鑑定人に対して審問が行なわれている間、後に審問を受ける参考人又は鑑定人に審問の場所にいることを許可することができる。	2 裁定委員長又は法第三十三条第二項の規定により同条第一項の処分を行なう裁定委員若しくは委員会の職員は、参考人又は鑑定人に対して審問が行なわれている間、後に審問を受ける参考人又は鑑定人に審問の場所にいることを許可することができる。

(証票)	第十六条 法第三十三条第三項の立入検査をする裁判委員又は職員の身分を示す証票は、別記様式によるものとする。
------	--

(宣誓の方式)	第十六条の二 事件関係人、参考人又は鑑定人の宣誓は、審問の前にさせなければならない。ただし、特別の事由があるときは、審問の後にさせることができる。
---------	--

2 宣誓は、起立して厳肅に行わなければならぬ。	2 宣誓は、起立して厳肅に行わなければならぬ。
-------------------------	-------------------------

3 裁定委員長は、事件関係人、参考人又は鑑定人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。事件関係人、参考人又は鑑定人が宣誓書を朗読することができないときは、裁定委員長は、委員会の職員にこれを朗読させなければならない。	3 裁定委員長は、事件関係人、参考人又は鑑定人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。事件関係人、参考人又は鑑定人が宣誓書を朗読することができないときは、裁定委員長は、委員会の職員にこれを朗読させなければならない。
--	--

4 事件関係人又は参考人の宣誓書には、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。	4 事件関係人又は参考人の宣誓書には、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。
---	---

5 鑑定人の宣誓書には、良心に従つて誠実に鑑定することを誓う旨を記載しなければならない。	5 鑑定人の宣誓書には、良心に従つて誠実に鑑定することを誓う旨を記載しなければならない。
--	--

2 (代理権消滅の届出)	第十八条の三 法第三十八条第一項の代理人の権限の消滅は、本人又は代理人から他の事件関係人に通知しなければ、その効力を生じない。
--------------	--

3 前項の通知をした者は、その旨を裁定委員会に書面で届け出なければならない。	3 前項の通知をした者は、その旨を裁定委員会に書面で届け出なければならない。
--	--

4 (調書の閲覧)	第二十条 法第三十九条第二項の規定により調書の閲覧をしようとするときは、左に掲げる事項を記載した文書をもつて委員会に申し出た委員会の職員の指示に従わなければならない。
-----------	--

5 二 事件名	二 事件名
---------	-------

三 閲覧請求の理由	三 閲覧請求の理由
-----------	-----------

(補佐人の出頭の承認)	第十八条の四 法第三十八条の二第一項の規定により事件関係人又は代理人が補佐人の出頭について承認を求めようとするときは、その者の氏名、住所又は居所、年令、職業及び事件関係人との関係を記載し、かつ代理人として適當であるか否かを知るに足る事項を記載した文書を裁定委員会に提出しなければならない。
-------------	---

四 (調書の贈写等)	第二十一条 法第四十六条の規定により利害関係者が調書の贈写又は裁定書の贈本若しくは抄本であることを記載し、且つ、委員会の事務局の印を押さなければならない。
------------	--

五 二 事件名	二 事件名
---------	-------

三 請求の範囲	三 請求の範囲
---------	---------

四 事件について利害関係のある事由	四 事件について利害関係のある事由
-------------------	-------------------

五 裁定書の贈本又は抄本	五 裁定書の贈本又は抄本
--------------	--------------

六 その他の参考となるべき事項	六 その他の参考となるべき事項
-----------------	-----------------

七 申立の理由	七 申立の理由
---------	---------

八 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所	八 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所
----------------------	----------------------

九 代理人の氏名又は名称及び住所又は居所	九 代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
----------------------	----------------------

十 申立の有無	十 申立の有無
---------	---------

十一 事件の有無	十一 事件の有無
----------	----------

十二 事件の年月日並びに年月日	十二 事件の年月日並びに年月日
-----------------	-----------------

十三 事件の年月日並びに年月日	十三 事件の年月日並びに年月日
-----------------	-----------------

十四 事件の年月日並びに年月日	十四 事件の年月日並びに年月日
-----------------	-----------------

十五 事件の年月日並びに年月日	十五 事件の年月日並びに年月日
-----------------	-----------------

十六 事件の年月日並びに年月日	十六 事件の年月日並びに年月日
-----------------	-----------------

十七 事件の年月日並びに年月日	十七 事件の年月日並びに年月日
-----------------	-----------------

十八 事件の年月日並びに年月日	十八 事件の年月日並びに年月日
-----------------	-----------------

十九 事件の年月日並びに年月日	十九 事件の年月日並びに年月日
-----------------	-----------------

二十 事件の年月日並びに年月日	二十 事件の年月日並びに年月日
-----------------	-----------------

二十一 事件の年月日並びに年月日	二十一 事件の年月日並びに年月日
------------------	------------------

二十二 事件の年月日並びに年月日	二十二 事件の年月日並びに年月日
------------------	------------------

二十三 事件の年月日並びに年月日	二十三 事件の年月日並びに年月日
------------------	------------------

二十四 事件の年月日並びに年月日	二十四 事件の年月日並びに年月日
------------------	------------------

